

事故報告の範囲

○下記1から5の事故については、原則として全て報告すること。

1. 死亡に至った事故

2. 医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故のうち、次に該当するもの

重体・重症	1週間程度以上の入院を要するもの
重傷	骨折、または1週間程度以上の入院を要するもの

3. 誤薬に関するもの ※【薬の種類及び効能】の該当欄についても、漏れなく記入してください。

・与薬漏れ ・与薬相手の誤り ・過剰投与 ・与薬すべき時間や量の誤り 等	医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受けたもの ・治療(投薬、処置等)・入院の期間は問わない。 ・薬の種類は問わない。 ※ただし、以下の場合は報告を求めない。 ・電話等により医師(施設の勤務医、配置医を含む。)に指示を仰いだ結果が、 1.「速やかに与薬」の指示のみであった場合 2.「経過観察の結果、体調に変化がなければ次回以降通常の与薬」の指示のみであった場合(例:経過観察のために血圧測定等を行ったが、結果的に体調の変化がなかった等)
---	---

4. 損害賠償を要するもの

介護サービス提供により、損害賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの	上記1から3に該当しない事故(報告範囲外の事故)の内、原則、次にあげるもの ・転倒 ・誤薬、与薬漏れ等 ・異食 ・誤嚥・窒息 ・転落 ・医療処置関連(チューブ抜去等) ・受傷
-------------------------------------	--

5. その他

徘徊、行方不明、離脱	・利用者が見つからずに外部から協力を得た場合。
職員(従業者)による利用者送迎時の交通事故	・利用者に対するサービス提供に支障が生じた場合。 ・事業者が送迎を委託している場合は、委託先の職員(従業者)が送迎時に交通事故を発生させた場合を含む。
職員(従業者)の法令違反・不祥事等	・利用者の処遇に影響があるもの。 例:利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失 ・事業者が業務の一部を委託している場合は、委託先の職員(従業者)が当該業務に関して行った法令違反・不祥事等を含む。
その他、事業者が必要と判断した場合	

※原則、原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの(原因不明を含む。))。

※感染症胃腸炎及びインフルエンザ並びに新型コロナウイルス感染症又は食中毒の発生に関しては別途報告が必要な場合があります。